

第1号様式 (第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例				
条例番号	昭和31年神奈川県条例第40号	法規集	第15編第5章第4節		
所管室課	警察本部生活安全部生活経済課				
条例の概要	公共の危害の防止、賭博等の排除及び動物の愛護を図ることを目的として、粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等を防止するための必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)で規制対象となっていない動物を相互に闘わせること、それを見せる目的で公衆を集めること及びそれらの行為を教唆し、又はほう助することを禁止するものであり、動物愛護の観点から、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例により、闘犬、闘鶏、闘牛等の違反行為が抑止されており、県民に動物愛護の精神を広く普及させる一助となっていることから、有効に機能している。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例における粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等に係る規制は、必要最小限であり、効率的である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて策定された「神奈川県動物愛護管理推進計画」に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、闘犬、闘鶏、闘牛等を防止するため、必要な事項を定めた上、罰則を設けているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	